

中川 八洋

筑波大学教授

皇統断絶

必ず
男系男子
を立てよ

儲君(次々期の天皇)は、賀陽「宮」家、東久邇「宮」家、竹田「宮」家、久邇「宮」家、朝香「宮」家のご男子を奉戴申し上げる以外に、日本国の皇統の断絶は不可避である。愛子内親王殿下におかれでは、畏れ多いことながら、皇后陛下になつていただくほか、もはや皇位を護る方法はないのである。

女性天皇は、皇室の終焉

皇統断絶

女性天皇は、
皇室の終焉

中川 八洋

ビジネス社

9784828411903

1920036016006

ISBN4-8284-1190-9

C0036 ¥1600E

定価：本体1600円+税

ビジネス社

- ❖ (天皇にご即位されれば)
愛子内親王殿下は、「最後の天皇」
- ❖ 「女性天皇」は、皇室の終焉
- ❖ 「コミニテルン三二一年テーゼ」の、「女性天皇」論
- ❖ 皇統に「養子」は一例もない
- ❖ 「女性宮家」は伝統自壊、そして皇胤絶滅
- ❖ 旧・皇室典範
- 全面復活すべき「皇統護持の神髓」
- ❖ 「愛子皇后陛下」のみ、皇統を救う
- ❖ 「必ず男系男子を立てよ」
孝謙・称徳天皇の教訓
- ❖ 「反・天皇」デマゴギーの解剖
- ❖ 性差破壊の手段としての「女性天皇」論
——「男女平等」は天皇制廢止の入口
- ❖ 「反・天皇」の、新アナーキストと転倒の論理
- ❖ 即時解散すべき「皇室典範有識者会議」
——「紛更を許さず」は、皇室典範の大原則

その考え方を支持するが、繼承権の範囲から全然女子を外さず範囲も定めずむしろいきなり順序を書いて後順位に女子をおいたらどうか、理論的に承継し得ることにして、事実は全然承継せぬこととすれば如何

井出「女帝を認めても一時の延長なり、その後継なきため大した効果なし、寧ろ皇族の範囲の減少を防ぐ措置を採るべきであらう」（1）。

第二節 「旧・宮家の皇族復帰」阻止——皇統断絶の企て

もうげん 妄言や流言飛語にすぎない「女性天皇」論がこれほど広がってしまった原因には、民主党が憲法違反の「天皇の政治利用」をして「女性天皇支持」を選挙公約としたり（二〇〇四年六月）、「女性天皇」キヤンペーンで原稿料を稼ぐ自称「皇室の専門家」高森明勅あきの、高橋紘、笠原英彦たちの弊害も大きい。しかも、これら「女性天皇」宣伝屋の言動に、次の二つの重大な論理矛盾があることは、その反・天皇の悪意（鎧）を衣の下にのぞかせている。

第一は、「女性天皇」と不可離な「皇婿」問題を、決して眞面目には論じないこと。

第二は、「皇婿」問題とは「旧・宮家の皇族復帰」問題なのに、驚くべきことに、この皇族復帰に躍起になつて反対すること。しかも、そのあげる理由が、理のない、ただ奇々怪々

な詭弁きべんに終始すること。

そこで、「女性天皇」にとどまらず、「女系天皇」まで熱く語り続ける、高森明勅の不可解な言説を取り上げよう。高森明勅といえば、「新しい歴史教科書をつくる会」の発足以来の理事であり、今では副会長である。「右翼」の大東塾にも属し、「保守系」とか「民族系」とかのイメージが確固として定着している人物である。しかし、皇室問題に関しては、高森には何か怨念のようなものがある。何が何でも皇室を潰し日本から天皇を消したいという情動が、その言説の地下水脈として滔滔とうとうと流れている。まず、「双系主義の制度」という、高森オリジナルの虚構の奇説を例としてあげる。

「明治以前、制度の上では、男系と女系の両者が機能できる双系主義を採用してゐたこと」（1、八三頁）。

「明治以前における双系主義の制度的枠組みを確認した」（八四頁）。

この空前絶後の嘘「法律上は古来より双系主義が定められていた」を「論の根拠」にして、高森は、「これから皇室は双系主義で行くべきである」を大キヤンペーンする。「女性天皇」

を飛び越え、次の段階の「女系天皇」である。

仮に愛子内親王殿下が女性天皇になられても、それはかつての八名の女性天皇と同じく、「男系の天皇」である。「女系の天皇」とは、この仮定としての「愛子天皇陛下」が、さらなる仮定としてご出産された親王・内親王が皇位につかれた場合に初めて誕生する。高森明勅はなぜ早々と今、二〇九〇年頃と想定される「ポスト女性天皇」問題まで論じるのであろうか。

しかも、この「双系主義の制度」があつた根拠として、高森が挙げるのは、「女性天皇の皇子」を認めていると、高森が強弁する、養老令（の「継嗣令」）の一条文のみである。だが、仮にこの条文がそう解されるとしても、「制度化」とは言わないだろう。その上、この「女帝子」を「女系天皇の皇子」と読解するのは、そもそも全く無理がある。

「皇兄弟皇子。皆為親王。女帝子亦同。……」（2）。

高森はこれを、「天皇の兄弟・皇子はみな『親王』とせよ。女系の子も、これと同じ扱いをせよ。」（八四頁）と読む。「女系の子」などとは、何ともいかがわしい読み方だろう。いかがわしさの第一は、七五七年に施行された養老令（七一八年制定）の下で、孝謙天皇／

称徳天皇／明正天皇／後桜町天皇のうちお方もなぜ、ご「皇配」をもたれず、皇子・皇女がお一人も産まれていないのか。つまり、もし高森流の曲読が仮に成り立つとすれば、現実には、皇室はこの「女帝子亦同」の規定を完全に無視し空文化したことになる。「制度」化しなかつたのである。

第二のいかがわしさは、この高森流の意図的誤読は、こじつけの域を出ていないからである。なぜなら、この継嗣令のどこを読んでも、「女系天皇の皇子」の皇位継承に言及した部分はない。「女系天皇」そのものについての言及がいつさいない。養老令は、「女系天皇の排除」を自明とした皇位継承法である。

「女帝子」は、「女帝の子」と読むのではなく、「女（皇女）は、帝（天皇）の子」と読むのだろう。「亦同」は「また皇子に同じ」との意に読む。つまり、「皇女も帝の子だから、皇子と同じに親王（内親王）とせよ」と読むのである。この「女帝子亦同」は、主条文「皇兄弟皇子……」を補足する補条文である。実際にも、字体を小さくして、主条文とは同列にはしていない。補足であるのははつきりしている。

高森明勅がもし学者ならば、そして「女帝の子また同じ」と読むことに固執したいのならば、「当該条文がなぜ空文化したのか、その理由」という問題設定をするはずである。それ以外の問題設定は、不可能である。あろうことか、その逆に「女系天皇の制度の規定」など

とは、荒唐無稽さも限度を越えている。どうも高森には、学者になれるだけの基礎教養が著しく不足している。四十八歳になつても定職がなく、「古代史巡りの観光ガイド」にしかなれない理由はこれである。

もう一言。高森のこのような無教養と杜撰は、この繼嗣令の当該条文の「その後」を知らないことにも明らかになっている。「その後」の経過は、まず、天皇が即位の後に、兄弟姉妹子女すべてに「親王宣下」する制度となり、次に平安時代には「親王宣下」が無ければ皇子ですら「親王」にはなりえない制度になった。「親王宣下」とは、繼嗣令の当該条文を全面的に無視した制度である。裏返せば、繼嗣令の当該条文が「制度化」したという、高森の奇天烈な暴説は、「親王宣下などの制度はなかつた」との主張である。これほどの歴史事実の全面歪曲は、われわれ日本国民では、発想すらできない。

なお、養老公令の空文化について、若干のコメントしておきたい。

伝統や慣習は「法」であるから、法律の上位にあつて、この「法」に背理する法律についてはそれを無効にすることができます。英國のE・コーケ卿が理論化した「法の支配」とは、このような、「伝統・慣習・先例・過去の判例、その他のコモン・ローは、国王の勅令」に対しても、国会で採択された法律に対しても、優位する憲法原理のことである。詳しくは拙著（3）を参照して欲しい。そして、日本も、英國と同じく、この古来より先づの積み重ね——古法——を、「法」としてきた。

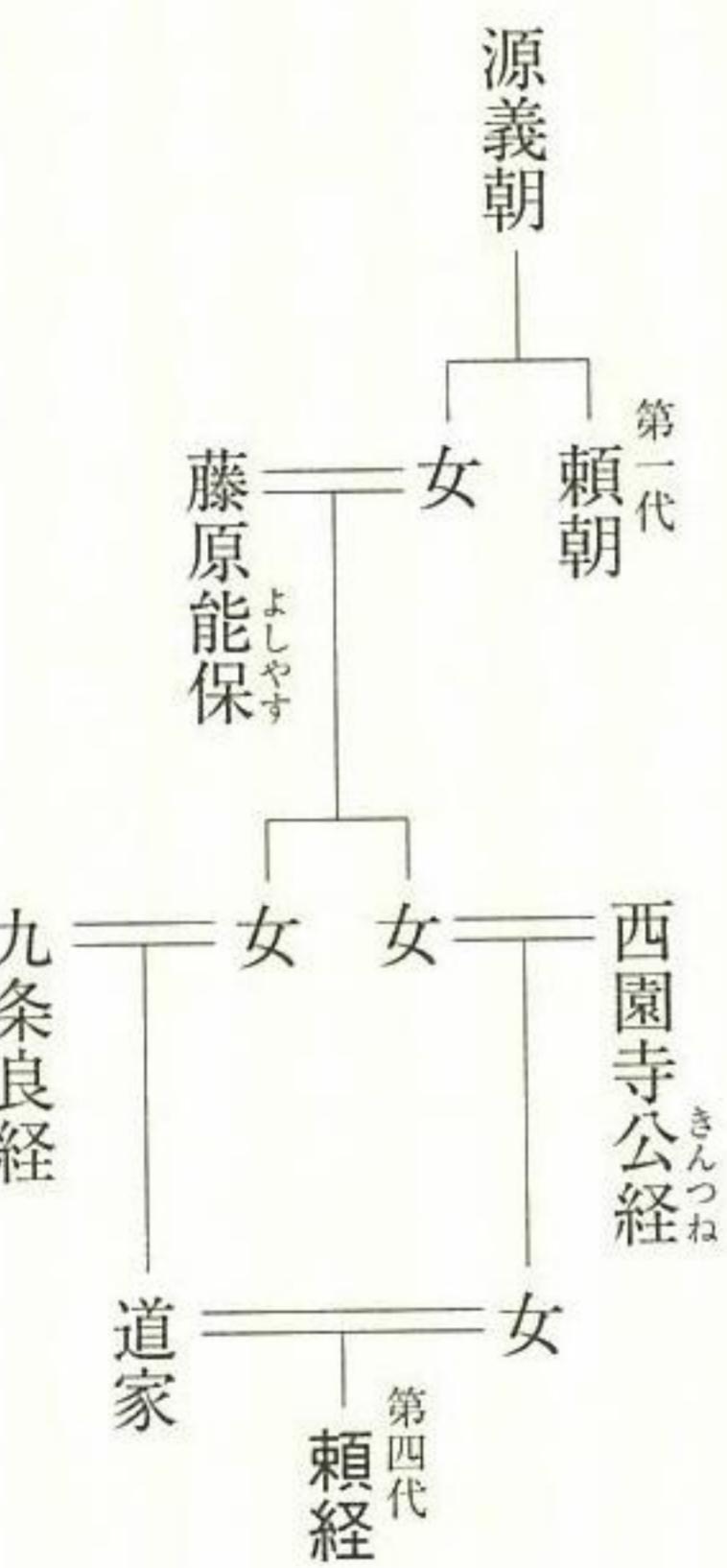
井上毅は、これをしばしば「古格」とか「旧慣」とも称し、この「旧慣の尊重」の重要性を説き、西洋の法律をやたらに模倣する、当時の同僚や部下の法律家を諫めた（第四章参考のこと）。井上毅は、「日本のコード」であった。日本の近・現代の、百年以上の歴史の中で、「法の支配」に準拠しそれを完璧に実践した唯一の法曹家が井上毅であった。

不文の「女性天皇はご懷妊せず」という、「皇室の家法（家憲）」は、養老公令に対して「上位の法」である。下位に位置する法律で、しかも死文・空文となつた養老公令（法律）のごときものを持ち出す高森明勅には、明らかに、なんらかの政治的な悪意がある。法律の方が、伝統、慣習に対して絶対優位するというのは、マルクス・レーニン主義やナチズムの法思想である。高森は、いつマルキストになつたのだろう。それとも、実際には（社会主義にかぶっているのだから）元からマルキストであるのかも知れない。

高森明勅のお粗末さは、「女系」という意味を全く理解できない知的レベルの問題においても露呈している。次の短い文のなからず、「男系の皇女」のことを、二度も「女系」と断じている。誤記ではあるまい。

「傍系の継体天皇の皇位継承に際し、第二四代仁賢天皇の皇女で、先帝武烈天皇の姉^{ママ}

図1 「女系三代目」将軍は
“將軍”たりえるか



ない。

の皇室の護持にとつて危険である。

次の図1は、鎌倉の「四代将軍」源頼経の系図である。源頼朝の妹からの流れで、母は女系、祖母も女系、自らも女系、いわゆる女系の三代目である。この頼経について、日本中の武士が誰しも“將軍”とは意識しなかつただけでなく、「源頼経」とせず、「九条頼経」と見なしていたことに喚起してもらいたい。血統は女系では必ず消える。男系のみが血統を継承していく。これは、人間の（生物学的な）自然の感覚であつて、人為でつくられたものではない。

仁賢天皇は男子である。よつてその皇女の手白香皇女は「男系の女子」である。かくも明らかな「男系の女子」を「女系」だと嘘のレッテルを貼るのは、高森の「女性天皇」キャンペーンが、なんらかの政治的意図に基づき展開されていることを表している。背後に組織の影もちらつく。「女系と男系の混合である双系主義が存在し、制度化されていた」という、架空の創り話、つまり捏造^{ねつぞう}の戯言を、かくも宣伝して歩くのは、「皇統断絶による天皇制廃止」を信条としている者に可能であろうか。

仮に高森流「双系主義」が導入され、「女系の天皇」がもし二代重なれば、それだけで皇統は大混乱する。四代も重ねれば、血統はまったく不明となる。その場合の、血の錯綜はピカソの絵画のようになつて、皇統はまったく明証できない。つまり、女系が二代から四代づく間に必ず、天皇は要らない、との声が起こる。天皇制の完全な自然消滅状態になるからである。高森の狙いはこれであろう。歴史事実に反する虚構「双系主義」を振り回す高森のプロパガンダの害毒は大きい。これ以上、外国からやつてきた野犬を放置することは、日本

にあたる手白香皇女との結婚が重視されてゐた事実は、見逃せない。
たしかひめみこ

この結婚は、傍系出身の繼体天皇を、女系を介して直系につなぐ意味を持つてゐたはずだ。このことは、女系も皇統として機能してゐた……」（八二頁、傍点中川）。

なおここで、もう一人の奇怪な「双系主義」論者が現れた。岡野友彦である。「八代六人が集中する飛鳥～奈良時代の皇位継承は、男系と女系が併存する双系主義であった。……『男系~~and~~女系』の双系主義であり、……」と述べる(4)。ところが、根拠は次の二つ。「天智天皇が齊明天皇のあとを継いで即位した」と「元正天皇の場合、女性天皇の皇女として即位した」である。啞然とする。

天智天皇は男系男子の舒明天皇の皇子である。母は宝皇后（のちの皇極・齊明天皇）である。生年は六二六年である。六四二年に即位した皇極天皇が産んだのではない。産んだのは宝皇后であり、「舒明天皇の皇子」を産んだのである。

六八〇年生まれの元正天皇は、天武天皇の皇子である草壁皇太子を父とする。母はその妃・阿閉皇后（のちの元明天皇）である。元明天皇の即位は七〇七年で、元明天皇が産んだのではない。産んだのは、皇太子妃としての阿閉皇后である。そして、「草壁皇太子の皇女」を産んだのである。

岡野の頭では、出産時の歴史事実が消えている。また、「女系」とは、女性天皇が「皇婿」をとつてのお子様と定義したものだから、岡野個人が勝手に岡野流新定義をつくつても、それは「女系」にはならない。専門用語に関する厳格な自制は学者が依拠し遵守すべきルールである。岡野とは学問上のルール違反者であり、学者としては退場しなければならない。

また、「男系~~and~~女系の双系主義」という岡野発明の珍語は、「ボクは、パパ（男系）とママ（女系）の子だから、パパ・ママ双系」というものと、寸分も変わらない。どうも岡野の「岡」はパパの姓で、「野」はママの姓なのだろう。すでに四十三歳の助教授であるが、岡野には五歳程度の幼児性が色濃い。

話を戻して、高森の荒唐無稽な珍説のもう一つを取り上げよう。

「しかし、男系主義が絶対的に堅持され、養老令を無視したのは、姓がシナから流入して、儲君の皇女が臣下と結婚すれば、臣下の姓を名乗つて皇統が断絶するからである」という理屈である(八五頁)。読者はきっと大爆笑したであろう。これまでの皇統二千年史において、儲君となられる皇女（仮に結婚されるとして）が臣下と結婚されるはずは万が一もなく、「姓」のない皇族としか結婚しないのだから、姓の問題が発生することは万が一にもない。また儲君となつた皇女は、必ず「皇婿をとらず独身である」から、この点からも皇族に「姓」の問題は万万が一にも生じることはない。「姓」の問題が発生する可能性はゼロである。

明治時代に入つて、「女系天皇」論が、英國の女王を真似て、元老院の「国憲案」と宮省内の「皇室制規案」のみにみられる。これらは皇族以外の皇配が想定され、つまり日本の歴史上初めて、姓の問題が発生する皇位継承の案が一八七六年から一八八五年までの約十年間

に限るが検討されていたのは事実である。そして、姓が発生する問題も理由の一つとなつて、「女系天皇」論はこのとき、完全に葬り去られたのである。

高森は、このことにヒントを得たのだろうか、十九世紀後半に「姓の問題が懸念されて廃棄された案」を、塵処理場から拾ってきて、八世紀の養老令の「女帝子亦同」に強引にこじつけたのである。高森の「嘘づくり」の癖は尋常ではない。

高森の極め付きのプロパガンダには、もう一つある。

異常で不可解な「直系主義」大キヤンペーンである。「一二五代のうち、先帝の皇子の即位が六六例、皇孫が二例。計六八例の五四%である。よつて、直系主義を貫くべし」というものである（八八頁）。何とも愚かな学者にあるまじき数字化であろうか。「高森流直系主義」が父子継承のことを意味するのであれば、光格天皇から今上陛下までの七代が最長である。つまり、皇統一二五代全体をマクロでみれば、「高森流直系主義」なるものはほとんど続いている。

また、直系・傍系の用語の定義は定まつてはおらず、仮に父子間の皇位継承を「直系継承」とした場合、ある時代にあつては「皇位継承順位は先帝からの父子相承の優先」という原則はあつたともいえるが、皇室が直系とか傍系にこだわらず、「数代単位の支系」をパッチワーケ的に織りなしてきたからこそ、その「万世一系」の一二五代が連綿と続きえたので

ある。日本の皇統は「支系」の統合（積分）である。

もし傍系継承を禁止するなら、後桃園天皇から光格天皇への皇位継承は、傍系の閑院宮家系への移動であるから、なかつたであろう。また、「高森流直系主義」に従えば、（後桃園天皇の皇女は光格天皇の皇后となつたが皇子をお産みにならず、その系は絶えた。このため）純粹に閑院宮家系である現在の皇室の正統性に瑕疵があることになる。しかし、日本人なら誰しも、閑院宮家系の明治天皇や昭和天皇に対して、正統なる皇位継承者でないと考えるものは一人もない。

皇位継承は、「正統か否か」で論じるものである。その時々の皇位継承順位を争う場合の、ミクロのルールとしての「直系・傍系」とは次元を異にし、それとはいっさい関係ない。高森は、これをすり替えるマジックとして、「六六例」「六八例」「五四%」の数字を「発明」した。

もう一例を挙げる。繼体天皇（即位五〇七年）は近江国で産まれ、応神天皇の五世孫（七世孫？）に当たる。傍系の中の傍系皇族の典型である。その即位も尋常でなく河内国で行なわれ、大和国に入つたのは、それから二十年も経ていた。もし直系・傍系で正統性が問われるべつ、繼体天皇は皇位にはつけなかつただろう。しかし、繼体天皇の皇子から安閑／宣化／欽明／三天皇が即位され、その皇位の正統性は確立している。

また先述の、閑院宮家への移動に関して、光格天皇は先帝の皇女である欣子内親王を皇后として、直系・傍系の統合（一系化）をしている。繼体天皇も仁賢天皇の皇女である手白香皇女を皇后として、直系・傍系の統合をしている。まさに「万世一系」である。

要するに、高森は、「旧・宮家の皇族復帰」を阻止したく、あらゆる詭弁を弄しているのである。共産革命家と同じく、他意を潜めての煽動・宣伝である。次の高森の論は、皇室典範に違背する、『無賴漢の暴論』である。

「後花園天皇（一〇二代）の即位以後、五百数十年間に一代の天皇も出してゐない伏見宮家から分立した旧宮家とは、血統としての重みがまるで違ふのである。皇統における直系の重みに無頓着であつてはならない」（八九頁、カツコ内中川）。

この高森と同じく、旧・宮家の皇族復帰に絶対反対するのが、高橋紘であり、小田部雄次である。口裏を合わしたようにその詭弁は酷似している。小田部は、高森と同じく、明治天皇、昭和天皇と続く閑院宮家系しか皇位につくべきでないという奇怪な理屈において、旧・皇族（伏見宮家系）の皇族復帰に反対する。すべての・旧・宮家に復帰して頂くのだから、選別の基準などはなく、何も難しくあろうはずもない。

「女系天皇への反対意見として、かつての皇籍離脱した皇族男子を復活させればいいとの声も一部にある。……しかし、皇籍離脱したどの皇族を復活させるのか、その基準は難しいだろう。なによりも、現代日本において、……昭和天皇の子孫であるということが、現代日本での最低限の容認基準であろう」（5）。

旧と現の皇室典範の第一条はともに、「皇位は祖宗の皇統」と定めており、先帝との血縁の距離をもつて絶対的もの差しとする「高森流直系主義」を排除している。また「昭和天皇の直系」などという「小田部流直系主義」も排除している。

「皇統」とは、井上毅が『皇室典範義解』で「皇胤」のことと定義したように、直系（本系）、傍系（支系）はいつさい問わない。「皇胤」に、直系も、傍系もない。そして、現・皇室典範第二条第二項（旧・第七条）とは、嫡系・直系の皇族に継承者がない場合、支系が継承すべきことを定める条項である。この第二項に基づいても、伏見宮家系の継承の正統性は明らかである。

「直系の重み」などという珍奇な高森造語は、皇室典範第二条第二項の無視である。単なる詭弁の修辞だと、看過してはいけない。皇室典範へのいつさいの尊敬も、皇室典範を遵守し

ようとする気持ちが微塵もない高森とは、明らかに無法者の「在日の外国人」である。ちなみに、旧・皇室典範は、「祖宗の皇統とは、一系の正統を承くる皇胤を謂ふ」と、南北朝のように二系に分裂するのは許されないとのみ定めている。それ以外の禁止（制限）規定はない旨が解説されている。

今、我が国が直面しているのは、女性天皇をたててこの皇統断絶を一世代だけ遅らせたとしても、「皇統断絶か、それとも旧・宮家の皇族復帰か」の二者択一の緊急事態が一世代後に、もつと深刻な形で到来するだけである。「閑院宮家系こそ直系であるから、傍系の伏見宮家系を排除すべし」というのは、皇統断絶の企てそのものである。露骨な天皇制廃止である。今、日本がしなければならないことは、このような高森流アジ宣伝を排して、この「皇統断絶」が近づく事態に真正面から取組むことである。閑院宮家も伏見宮家も北朝全体の中では傍系である。そして、北朝そのものがそれ以前の系譜においては傍系ともいえる。

むしろ、祖先の叡智の結晶として、『法』でもある祖宗の遺意を、尊崇をもつて断固として守ることがわれわれ国民の義務ならば、閑院宮家系の光格天皇の即位の先例こそは、伏見宮家系の男子への皇位継承を正当化している。そして、畏れ多いことながら、この伏見宮家系からの皇位継承者（儲君）が愛子内親王殿下とご結婚され、愛子内親王殿下が皇后に立たれるとき、皇統は初めて盤石を再生する。

われわれ日本国民に残された皇統護持の最良の策は、「愛子皇后陛下」をひたすらお待ち申し上げる、またそうお願い申し上げるということだけである。

第三節 男子皇位継承者が多数存在すること——「女性天皇」の絶対条件

我が国の皇位継承に関して、女王をかつて輩出した、あるいは現在女王陛下を戴く欧州の英國／スウェーデン／オランダ／デンマーク／スペインの王位継承の制度は、すべて参考にならない。これにノルウェーとベルギーを加えた、女性への王位継承を認める憲法を持つ欧洲七ヶ国の憲法も参考にはならない。

日本の皇室は、「男系の一二五代」をもつて、今上陛下に至っている。一代の例外もない。「男系の万世一系」である。また、たかだか数百年の歴史しかない上記七ヶ国の王制は、二千年近い日本の皇室を参考とすべきも、王制の格と伝統の重みの格差は大きすぎ、日本が参考にすべきものは何もない。

しかも日本の天皇とは、元首である「玉座」の性格をはるかに超えて、皇祖皇宗歴代の皇靈ならびに天神地祇てんじんちぎを祭られる、「聖なる祭祀」の最高の祭主でもある。このように、性格を半ば異なるヨーロッパの王制を日本が模倣することそれ自体が不可能である。